

東京都公文書館だより

Tokyo Metropolitan Archives News

第1号

【編集・発行】

東京都公文書館

平成14年10月発行

【印刷】

勝田印刷株式会社

「東京都公文書館だより」の発刊に当たって

東京都公文書館長

太田 雄二郎

このたび、東京都公文書館では、都民の皆様向けの情報誌として、このようリーフレット形式で「東京都公文書館だより」を発刊することとしました。

これまで、当館では、都民の皆様向けの冊子としては、平成10年度から「研究紀要」を刊行していましたが、この冊子の内容は、当館職員が日頃業務上の課題解決のために行っている調査・研究活動の成果を発表するもので、内容的にやや専門的に過ぎる嫌いがありました。

そこで、今回発刊する「東京都公文書館だより」では、この「研究紀要」の機能を引き継ぎつつも、更に都民の皆様向けの情報提供機能を強めて、内容的に都民の皆様により親しみをもっていただけるものに改めることにしました。

「東京都公文書館だより」の内容の構成を大まかにいえば、これまで「研究紀要」で行ってきた職員の研究論文の発表に加えて、当館の所蔵資料や刊行物等の紹介、当館の行事等のお知らせ、当館の行ったレファレンス内容の紹介等であります。このため、「研究紀要」は平成13年度に刊行した第4号をもって終了することにします。

ここで改めて、都民の皆様には、東京都公文書館の業務の内容を紹介し、「東京都公文書館だより」をお読みいただく際の参考としていただけたらと思います。

当館の最も重要な業務は、日々発生する現代公文書のうちで歴史的資料として価値あるものを後世に伝え、その時代の課題解決に役立てていただくことです。このような業務の長年にわたる積み

重ねの結果として、当館には、慶応4年から昭和18年までの東京府の公文書、明治22年から昭和18年までの東京市の公文書、そして昭和18年7月1日都政施行から現在までの公文書が多数収集・保存されております。

昨今、日本の社会全体が行き詰まり、社会の有り様自体が根本から問い直されようとしておりますが、このようなときにこそ、今の時代の有り様を相対化し、新たな展望を切り開くための視点として、過去の歴史像から今の時代の有り様を見る見方が重要になっていると思います。当館に多数収集・保存されている公文書の、都民の皆様への積極的なご活用をお待ちする次第です。

また、当館では、着手以来既に一世紀に及ぶ歴史をもつ史料編さん事業を行っております。主な刊行物としては、明治以来の継承事業である旧東京市域を主な対象とした編年体の基礎史料集成である「東京市史稿」や、テーマ毎に解題を付した都政資料集である「都史資料集成」があります。また、このような史料編さん事業のためにこれまでに収集した江戸・明治期の史料も多数保存しております。これら刊行物等についても、是非、都民の皆様への積極的なご活用をお待ちしております。

そのほか、当館では、当館所蔵公文書や刊行物等の内容や利用について、また東京都の歴史や江戸・東京に関する疑問等についての照会や調査依頼等をお受けしております。都民の皆様には、是非、お気軽にお問い合わせください。

「東京都公文書館だより」では、今後、これら当館の業務に関連する詳しい情報や職員の調査・研究活動の成果を、都民の皆様十分に提供していくつもりであります。是非、都民の皆様への末永いご愛読をお願いする次第です。

東京のなかの江戸 - 東京府文書『順立帳』から -

現在、筆者は東京都が発行する『東京市史稿』産業篇(既刊45巻)の編纂作業の一環として『順立帳』という文書の調査を行っている。『順立帳』は東京都公文書館が所蔵する明治期の東京府文書のひとつである。『東京市史稿』産業篇は、周知のごとく、近世期の江戸市中の諸産業に関わる史料を広汎に収録する史料集である。このような近世史料集の編纂作業であるにもかかわらず、近世文書ではなく明治期の公文書の『順立帳』を調査していることについて奇異に思う人がいるかもしれない。ところが『順立帳』は、近世江戸に関係する史料を探し求める者にとって“穴場”的な文書なのである。本稿では、こうして“発掘”された近世江戸関係の史料の一例を紹介する。また、それら近世史料の他、『順立帳』に収められた明治初期の諸史料の豊富な記載内容は、近世から近代へと移行していく明治初年の東京の社会状況を生き生きと伝えてくれていて貴重である。さらに、詳しくは後で述べるが、『順立帳』という名称の公文書の存在自体が、明治初年の東京の都市行政における近世から近代への転換の象徴とも考えられる。巨大都市江戸 - 東京における近世とは何か、近代とは何か、それぞれを対照して検討するにあたって『順立帳』は絶好の分析素材である。以下、この小文で『順立帳』の歴史史料としての魅力の一端を紹介したい。

1. 『順立帳』とは

『順立帳』は、東京都公文書館が所蔵する明治期の公文書のなかで最も早期に作られた文書のひとつである。『順立帳』という名称が表すとおり、主として明治元年9月から明治4年12月までの間に作成された大量の書類を基本的に編年体(書類の作成時期の順)で綴じた簿冊156冊によって構成された、かなりの“ボリューム”の文書である。図に掲げた『順立帳』の明治元年分の第1冊には表紙が三重に付けられている。これは、かつて部厚かった冊を分冊する作業や製本のし直しなどを行った際、元からあった表紙をそのまま残して、その上へ新たな表紙を追加したことによる。図は、そのなかでも一番内側の表紙、つま

りこの冊に付された三種の表紙のなかで最も古いと考えられる表紙の写真である。『順立帳』の全冊を通じて、各種の表紙の有無や、表紙に記入された数種類の通し番号、印判などの内容を検討すれば、簿冊の成立や分冊・綴じ直しの時期、書類の漏脱などについて明らかになることが多いと考えられる。本稿では今後の検討課題とせざるをえないが、『順立帳』の成り立ちを明らかにする上で重要な作業である。

図にみえる表紙には、表題や年号の他に「常務局」という文字が記されている。東京府常務局において簿冊として綴じられた際に付けられた表紙であろう。この表紙と同じ、最も古いタイプの表紙を『順立帳』全体から取り出し、そこに記された東京府の分課組織名を拾い上げていくと、「常務方」・「常務局」・「常務掛」・「庶務本課」などとなっている。「常務方」は、東京府開設当時「市政ノ諸事ヲ掌ル」とされた市政局庶務方の業務を引き継いだ組織である。その後の東京府の組織改編に際して、「常務方」の業務は、基本的に、「常務局」「常務掛」「庶務掛」「庶務課」とい



図 『順立帳』明治元年第1冊の表紙

うかたちで引き継がれるが、これら一連の組織で作成・収受された書類を綴り込んだ簿冊群が『順立帳』である。『順立帳』は明治元年から4年までの間の東京府の「市政ノ諸事」に関する基本史料なのである。

2. 『順立帳』のなかの近世

次に紹介するのは、『順立帳』の明治2年分の第59冊に収められている史料である。

乍恐以書付御訴訟申上候

一武州本牧金沢領相州三浦領百姓獺師共奉願候者、古場小田原町本船町肴問屋共与先達而売手口銭之儀ニ付出入仕、右問屋共手を相離し、向後何方江成共勝手次第二問屋を見立獺事家職仕候様ニ被為仰付候、依而御当地本材木町家持共与度々及相談、此度新肴店を相定申度奉存候得共、両町より相借金三千兩余借り金御座候故、此金子を相済不申候而者外之場所難相立、私共迷惑仕候間、右浦方偏ニ御救与思召、此度従御公儀様御金六千兩御拝借頂戴仕度奉願候、左候得者、新肴場を相定直き売仕度奉存候、尤是迄小田原町外にて茂肴ノ売直段高直ニ仕、数度御差支之儀も御座候得者、此已後肴下直ニ仕調方手広ク相成可申候間、此段奉願候、右御金拝借仕候上者本材木町家持共堅申合御請負仕、町内ニ而家質差上置、上納之儀八卯年より五ケ年之内ニ御大切ニ仕急度上納可仕候、則浦方絵図差上申候右浜方之者私共江数度相談仕、此度新肴店を相定商売仕候上者、町内ニ数年罷在候材木商売之者を外江為引越、新規ニ場所相立申度奉願上候、右御拝借金被為仰付被下置候ハ、町内御請負申上年季之通急度上納可仕候、左候得者小田原町船町之旧借金相済、永々町内肴場所相続仕、浜方之者御救ニ相成、私共迄一統ニ難有可奉存候、依而町内家屋敷家質金高之員数別紙を以書上申候、以上

武州本牧

延宝二年寅七月九日

願人 百姓

獺師共

同金沢領

同 同断

相州三浦領

同 同断

江戸本材木町式丁目三丁目

同 家持九人

名主 久左衛門

御奉行所様

これは、近世初期、延宝2(1674)年7月9日付で、武蔵・相模の漁師たちと江戸本材木町二・三丁目の名主・家持町人たちが江戸の町奉行所へ提出した願書である。『順立帳』明治2年第5

9冊には「新肴場起立旧約之書上ケ」と題された9点の近世史料が収められており、右の願書はそのなかの1点である。江戸橋から南へ延びる楓川に面する本材木町二丁目と三丁目に新肴場と呼ばれる鮮魚の卸売市場があった。近世期、新肴場附浦と称する武蔵・相模の浦々で獲れた鮮魚の独占販売が新肴場に許されていたが、明治維新を契機に、附浦の魚荷が新肴場以外へも売られる事態が目立ってきた。それに対して新肴場の魚問屋仲間は、そうした「抜売」・「脇売」などの禁止を浦々へ徹底させて欲しい、と明治2年5月から10月にかけて東京府へ度々願い出ている。その際、東京府に対して自らの販売独占の正当性を示すべく提出した証拠書類のひとつが「新肴場起立旧約之書上ケ」である。おそらくは市場仲間文書として魚問屋たちが大切に保管していた文書をもとに写を作成して東京府へ提出したのであろう。こうして、写ではあるが、近世初期の史料が明治初年の東京府文書である『順立帳』のなかに残されることになったのである。



図 六千兩拝借のための本材木町町人家質書上

筆者が施した下線部分に注目して引用史料の内容の要点を示す。問屋手数料をめぐり日本橋魚市場(「小田原町本船町肴問屋」)と対立した武蔵・相模の漁師たちが、本材木町の家持町人(地主)と「相談」の上、新規の出荷先としての新肴場を同町に開設すべく運動していること、および、日本橋魚市場の寡占体制を解消して魚値段の抑制を図るという有用性などにもとづき、新肴場の開設に対して幕府の補助(六千兩御拝借)を要求していることなど、新肴場成立の経緯がこの願書に示されている(なお、この出願は認められ新肴場が成立する)。また、新肴場開設予定地で従来営業していた「材木商売之者」の「新規」の「場所」への「引越」についても言及があるが、これは、延

宝2年がひとつの画期とされる深川木場の成立史の重要な一コマである可能性が大きい。引用史料を含め『順立帳』所収の新肴場関係の史料群（図参照）は、現存する関係史料が乏しく未解明な部分の多い近世初期江戸の都市社会の動態をリアルに伝えてくれるのである。

このように、『順立帳』には、東京府下の諸個人・諸団体が近世から有している特権などを説明、立証するための証拠書類として作成された近世史料の写が綴じられている例がいくつもあり、そうした史料を拾い出していくと、およそ100点前後の近世史料が見つかるものと推定している（『順立帳』の半分の調査が終わった段階で、約70点の近世史料が見つかった）。新肴場関係の他に、関連する史料が何点かまとまって残されている案件は、千住筏宿と材木問屋との出入や、新吉原の見番の相続、上野山下の床店請負その他がある。これら近世史料のなかには他の文書群（例えば旧幕引継書）などでは見出せないものもあって、その史料的価値は高い。

3. 江戸町奉行所の『順立帳』

実は、本稿で紹介している『順立帳』以外に、「順立」という名前をもつ別の文書が存在する。上野山内の彰義隊が鎮圧されてから4日後の慶応4（1868）年5月19日、新政府は江戸鎮台府を置いて旧幕府の行政機関を接收した。南北の江戸町奉行所は廃止され、代わりに南北の市政裁判所が置かれた。町奉行所の業務とともに奉行所が保管する諸書類も市政裁判所へと引き継がれた。その際に作成された「年番所書物目録控」（『都史紀要六 東京府の前身市政裁判所始末』東京都、1959年、9頁～）は、北町奉行所の年番方が保管していた書類の目録だと考えられるが、そのなかに『順立帳』166冊、『順立帳綴込』8冊、『順立書留』3冊といった文書名が見出せるのである。年番方とは町奉行所内の「取締」などにあたる部署である。名称は「年番」だが常任の役職で、幕末期には南北町奉行所においてそれぞれ与力3名と同心6名で構成されている。与力同心の役職としては最上位である。この町奉行所年番方が『順立帳』と呼ばれる文書を作成、保管していたのである。市政裁判所が町奉行所から引き継い

だ、この「年番所書物」の一部は旧幕引継書として現存するが、そのなかに文久年間から慶応年間にかけて北町奉行所の年番方が作成した『順立帳』28冊と『順立目録』1冊が含まれている（図参照）。これらは、年番方で取扱った諸書類の写を



図 『順立物』文久元年
（国立国会図書館所蔵）

編年体で綴ったものである。「年番所書物目録控」にある『順立帳』や『順立書留』とは表題が若干異なるが、この『順立物』こそ「年番所書物」のなかの『順立帳』群の一部と考えるとよいだろう。

町奉行所の業務が市政裁判所へ移されるに際して、旧町奉行所の与力同心は市政裁判所の与力同心となり、引き続き市政にあたることになる。ただし、組織改編により、年番方は改正掛と名称を改められ、「市中改正」に「打込」むよう命じられた。こうして開設された市政裁判所も開設後わずか3ヶ月半余りでその使命を終え、慶応4年9月2日に東京府が開庁するが、市政裁判所の与力・同心は、そのほとんどが東京府の官吏として引き続き勤務することになる（ただし与力・同心という名称は廃止される）。市政裁判所の改正掛の業務・構成員の中心は市政局庶務方へ引き継がれる。本稿で紹介する『順立帳』の編纂は、先にふれたように、この庶務方で取扱った書類を綴り込むことから始まっている。庶務方の人員構成は、明治元（慶応4）年10月2日の時点で、旧町奉行所与力7名と旧町年寄3名である。このうち、首席である「頭取」の中田郷左衛門は旧南町奉行所の年番方与力であり、次席である「調役」の秋山久蔵は旧北町奉行所の年番方与力である。北年番方が『順立帳』を作成していたことは先に述べたが、南の年番方与力である中田郷左衛門の下においても同様に南年番方の『順立帳』が作られていた可

能性は大きい。つまり町奉行所年番方の中核メンバーが東京府市政局庶務方の中核となるにあたり、明治維新を挟んで『順立帳』という名前の文書の作成も引き継がれたのであろう。

これら江戸町奉行所の『順立帳』と東京府の『順立帳』とを通覧し、文書形式や諸案件に関する決済方式の変化などを辿ってみることは今後の課題である。これにより、都市行政における近世から近代への変容の一局面が連続的に描き出せるので

はないだろうか。

明治4年に作成された書類を綴り込んだところで『順立帳』の編纂は終わっている。東京の都市行政の近代化過程において、『順立帳』の終わりが意味するものは何であろうか。

小林 信也

東京都総務局専門史料編さん員
川村学園女子大学非常勤講師
東京大学象形文化研究拠点研究員

「庁内刊行資料目録」の発行について

当館では、平成13年3月に、昭和43年10月から平成13年3月まで当館で受け入れた（都政史料館で受け入れたものを含む）東京市、東京府、東京都の庁内刊行資料について収録した目録を発行しました。

これまでに、庁内刊行資料目録として、都政史料館所蔵庁内刊行物資料目録1～5、東京都公文書館所蔵庁内刊行資料目録6～31を発行しています。しかし、これまでの目録は、追録形式でした。

そこでこの目録は、都政史料館所蔵庁内刊行資料目録と東京都公文書館所蔵庁内刊行資料目録を加え、NCD（日本分類規則）第7版で分類しました。（一部平成10年以降は受け入れ順の配架番号となっています。総タイトル数30,000点、72,500冊分が収録されています。

体裁は、A4判、904ページ。当館、都内図書館、県・府・大学図書館、関係機関で閲覧していただけます。

特徴のある刊行物をあげると、東京府刊行物の中では、明治22年から昭和18年までの、警視庁・東京府公報があります。これは、府刊行物の基本資料です。東京府は、明治元年7月に設置されましたが、当時は「達」「布達」と称し、自ら発行せずに新聞紙に登載していました。しかし、当時の新聞紙に誤りが多いため、明治16年7月に官報に登載することにし、明治22年には、東京府自ら公報を発行することになりました。その他、東京府統計書、博覧会関係も貴重な資料です。

東京市刊行物では、東京市公報、東京市会議事録、東京市事務報告財産表、第15回東京オリンピックの資料などが収録されています。東京市公報は一時期ですが、写真を多く使用し、一般の広告を掲載した、一風変わった編集をしています。

また、市政週報は、昭和14年から東京市が解散する昭和18年6月まで発行された広報冊子で、戦時下の広報活動がつづられた貴重な資料です。（参考「戦時下「都庁」の広報活動—東京都公文書館 都史紀要第36」）

東京都刊行物では、東京都公報、東京都統計年鑑、東京都議会速記録があります。東京市史稿をはじめ都史紀要、東京百年史など都の歴史に関する資料も揃っています。

過去の記憶は薄れて行くものですが、行政資料はその当時の「動き」を知ることのできる貴重な資料です。日々発行される資料を、より多くの方々に供するのも公文書館の仕事の一つですし、多くの方のご利用を願っています。



左から
都史紀要第36
東京百年史
東京市史稿
庁内刊行資料目録

当館のご利用方法

どうぞ一度ご来館ください

東京都公文書館には、書架延長にしておよそ13 kmの公文書、印刷物、図書類、和書類、地図類等を保有しています。

でもその前に～

当館の閲覧や複写に予約の必要はありませんが、次のような場合は、事前にご連絡ください。

- ・ 専門的な調査や、古い資料についてのご相談
- ・ 大量に資料を利用したい場合
- ・ 撮影したい場合

なお、開館日及び利用時間等については、8ページの【利用案内】をご覧ください。

入館したら～

当館1階入口で入館受付を済ませます。バッグ等お荷物をお持ちの方は、閲覧室の手前に設置のロッカー（無料）に、筆記用具以外の持ち物を入れてください。その後、閲覧室へお入りください。

閲覧室では～

窓口担当職員に、お調べになりたいものをお話してください。お調べの内容に沿うような目録をお渡ししますので、目録の中から閲覧したいものを特定し、当館にそなえてあります「閲覧票」にご記入・ご提出ください。職員が書庫からお出しします。

また、資料でマイクロフィルム化されているものは、原本保護のためマイクロフィルム閲覧室にて閲覧をお願いします。

複写したい場合は～

複写を希望される方は、当館にそなえてあります「複写申請票」にご記入・ご提出ください。電子式複写は、1人又はグループで1日20枚までです。ただし、マイクロフィルムからの複写については枚数制限がありません。いずれも1枚20円で複写できます。

閲覧・複写できる資料は～

当館の資料は原則としてご利用できますが、作成されてから30年を経過していない公文書、個人情報等人権を侵害するおそれのあるもの又は損傷・劣化の激しいもの等については閲覧や複写のご利用を制限しています。なお、複写については、著作権法に基づき複写ができないものもあります。

利用上の注意は～

- ・ 年齢制限はなく、どなたでもご利用できます。
- ・ 資料の貸出しはできません。
- ・ 筆記具は鉛筆をご利用ください。

主な所蔵資料等

種別	内 訳	数 量	主な内容
東京府文書	慶応4年から昭和18年までの東京府からの引継文書	約 22,400冊	府会、地方行政勸業、学事、社寺兵事、土木、施設営繕、地理関係等
東京市文書	明治22年から昭和18年までの東京市からの引継文書	約 12,100冊	市会、市参事会関係、震災復興関係、学事、河岸地、公園、墓地及び土地関係等
東京都文書	昭和18年7月1日都制施行から現在までの引継文書	約 115,500冊	条例立案、庁議、オリンピック東京大会、仏貨公債関係等
庁内刊行物	明治期から現在までに庁内等で作成された印刷物	約 74,300冊	市会決議録、議事速記録、公報統計書類、各種事業の調査報告書等
図書類	明治期以降の図書類	約 71,500冊	道府県史、区史、市町村史、学校史、紀要等
史料	江戸・明治期の史料	約 8,000冊	御府内備考正編・続編、撰要永久録、藤岡屋日記、八丈実記三宅島・八丈島流人帳等
地図類	江戸・明治期の地図類	約 1,500点	江戸図、東京図等
合計		約 303,800冊（地図類 約1,500点）	

- シリーズ -

もり
レファレンスの杜

来年は江戸開府400年で、イベントもあるそうですが、具体的には何から数えて400年なのですか？

将軍宣下 平成15年(2003)は江戸に幕府が開かれてより数えて400年にあたり、「江戸東京400年の魅力の再発見と未来への創造」というテーマの下、地域、企業、民間団体等が主体となって、行政と連携しながらさまざまな事業を展開すべく、この6月には「江戸開府400年事業推進協議会」も設立されたところです。

慶長8年(1603)2月12日(新暦3月24日)家康は右大臣に任じられ、征夷大将軍の宣下を受けました。これを江戸幕府成立の画期ととらえ、ここから起算して400年というのがご質問に対する回答ということになります。関ヶ原の合戦から3年、着実に徳川政権への基盤を固めつつあった家康ですが、形の上では諸大名との間に主従関係は結ばれておらず、亡き秀吉の代理として政権を預かっているという立場に止まっていたとされています。将軍就任は、家康が豊臣家から独立した新たな権威を獲得し、国家公権に関わる権力を掌握したことを意味したのです。

都市江戸にとっての意味 政治史的な意義はさておき、1603年という年は都市江戸にとってどのような意味をもったのでしょうか。実はこの年家康はずっと京都にとどまっておられ、年頭に諸大名の礼を伏見城で受けたのをはじめ、2月の将軍宣下、4月には新嘗なった二条城に諸大名を招いて宴を催すなど、重要な政治的儀礼を繰り広げていました。しかし主役不在の江戸にあってもこの年の画期性は十分に認識できたことでしょう。将軍就任のことが確実となったこの年1月、家康は全国の諸大名に江戸市街地造成の普請を命じたのです。すでに天正18年(1590)の関東入国以来、家康は江戸城と城下町の建設に着手していましたが、これは関東8カ国、240万石の大名としての事業でした。しかし1603年以降のそれは「天下普請」といわれるもので、天下を掌握した将軍権力の所在地としての江戸を、外様も含む諸大名の御手伝普請として建設するというものになったのです。ここに、他に隔絶した巨大都市としての400年、そして首都としての400年がスタートを切ったこととなります。

114年前の開府300年事業？ 来年が開府400年なら、当然開府300年事業は1903年頃に開催されているはずなのですが、実際には明治22年(1889)家康が関東に入国した天正18年(1590)から300年という節目に祝祭が開催されました。

この企画は旧幕臣たちの有志が結成していた「江戸会」「八朔会」といった団体が推進役となり、実行委員会に当たる三百年祭会は、委員長が榎本武揚(旧幕臣中、新政府での出世頭)、委員には田口卯吉らの府・市会関係政治家、渋沢栄一らの実業家の他、東京市の各区長が名を連ねていました。8月26日に上野馬見所(上野公園)で行われた祝典は、打ち上げ花火、消防梯子乗り、猿若狂言、競馬、海軍楽隊、最後には軽気球という盛りだくさん。この企画の背景には、徳川治世下の時代を懐旧する旧幕臣たちの心情が根強く、裏返せば当時の政府に対する批判も込められていたようです。

公文書館の取り組み それでは平成15年度に展開される開府400年事業のトーンはどのようなものでしょうか。これについては準備段階ですのでも「乞御期待！」というところですが、年間を通じた事業という連続性、さまざまな事業主体が趣向をこらす結果としての多様性、この2点は予測されることです。このことは単なるお祭り騒ぎではなく、都民の皆さんが、400年という歴史の流れの中に現代の東京を捉え直し、時には魅力を再発見し、また時には大きな課題を見出し、未来への発展に結びつけていくチャンスを提供するものとはいえないでしょうか。

この400年という時代の流れを語る史料を保存し、利用に供し、そして今作成されている公文書を次の100年、200年のために遺していくのが公文書館。私たちも江戸開府400年事業を通して1人でも多くの皆さんが歴史に触れ、歴史を楽しみ、そしてそこから学ぶお手伝いをしたいと考えています。所蔵資料展、公文書館講座、編さん刊行事業等、当館の開府400年関連事業にもどうぞご期待下さい。

東京都公文書館所蔵資料展のお知らせ

今年で第3回目になる東京都公文書館所蔵資料展を下記の要領で開催します。

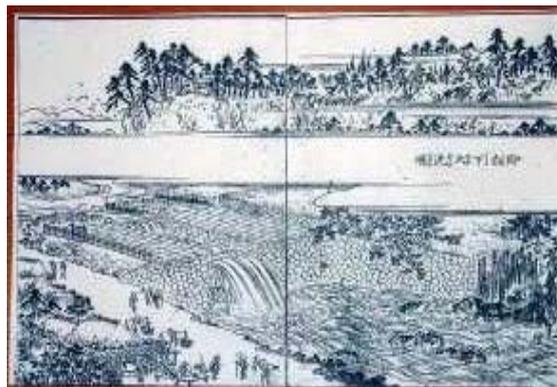
テーマ 水が語る江戸・東京の歴史
 期間 平成14年10月28日(月)
 ~ 11月 1日(金)
 10:00~16:30
 会場 都政ギャラリー
 (都議会議事堂1F)

江戸・東京。膨大な人口を抱えたこの大都会にとって、水の供給は常に深刻な課題となってきました。蛇口をひねれば存分に水が利用できる、私たちはこのことをともしれば当たり前のように考えがちですが、このような水道制度が発展してくるまでには、飲料水の確保に向けた多くの先人たちの工夫と努力がありました。

今回の展示では、上水の整備と維持管理のしくみ、水売りたちの活躍、近代水道制度の創設等について、貴重な資料を展示します。

今日の水道制度が長い歴史の発展の到達点として捉えられるのに対して、湧水等水辺の名所ともいべき自然環境と、そこに集い、楽しむ豊かな

文化は、近代化の過程で喪失してきたものかもしれません。江戸の地誌や名所記には多数の井戸や湧水が紹介されています。このような水辺に親しむ文化を思い起こしてみることは、自然環境を保全し、豊かな水辺を甦らせようとする今日の営みにも重要なメッセージを送ってくれることでしょう。



この展示開催に当たっては、水道局・環境局にも全面的な協力を仰ぎ、上水木樋などの貴重な資料の提供を受けています。またそれぞれの局の事業を紹介するコーナーも設置しました。江戸・明治以来の歴史の中で、今日の水問題を位置づけ、今後の方向を模索する場としていただければ幸いです。ご来場、ご来観をお待ちしています。

(問合せ) 03-5470-1333

利用案内・交通案内

【利用案内】

開館日時

・月曜日から金曜日まで(9時~17時)

休館日

- ・土曜日、日曜日、国民の祝日及び振替休日
- ・年末年始(12月28日~1月4日)
- ・臨時の休館日として公示した日

閲覧停止日

・奇数月の第3水曜日(祝日の場合は翌日)

【所在地】 〒105-0022

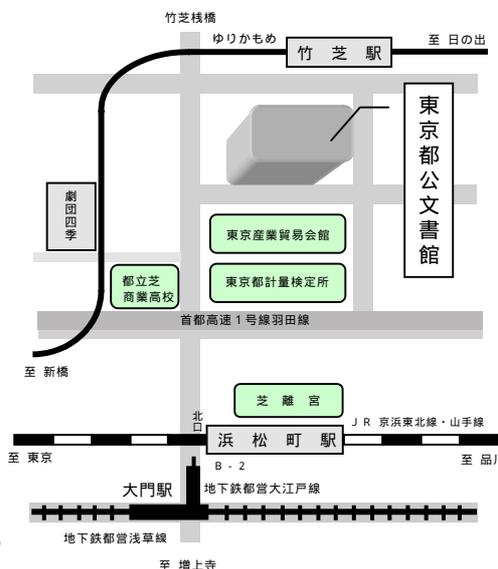
東京都港区海岸1-13-17

【TEL】 03-5470-1333

【FAX】 03-3432-0458

【ホームページ】 <http://www.archives.metro.tokyo.jp>

【案内図・交通機関】



J R「浜松町」駅北口(新橋方面)下車(徒歩7分)
 地下鉄都営大江戸線浅草線「大門」駅(B-2)下車(徒歩9分)
 東京臨海新交通(ゆりかもめ)「竹芝」駅下車(徒歩2分)
 都営バス「竹芝棧橋入口」下車(徒歩0分)[浜95東京タワー品川車庫]
 都営バス「竹芝棧橋」下車(徒歩2分)[虹01浜松町 国際展示場駅]